

管理 No.	P003
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:教育総務部 教育総務課
(就学係/内線:4118)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	区域外就学等の承諾	
処分権者	奈良市教育委員会事務局	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号)
	根拠規定条項	第9条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	内規 (内規13項については、奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規定 (平成14年5月31日教育委員会訓令甲第3号)を定める。)
	基準規定条項	1から13項
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学年途中の転居の場合(小学校1年生～4年生及び中学校1年生はその学年が終了するまで、小学校5年生・6年生及び中学校2年生・3年生は卒業まで。但し、市外転出の場合は、全ての学年においてその学年が終了するまで) 2. 調整区域・自治会分断や地理的理由等による場合 3. 自宅の新築や改装のための一時的な転居(仮住まい)の場合 4. 新築や家屋購入のため転居が確定している(原則6ヶ月先までの予定)の場合 5. 病弱・肢体不自由・発育不全等で通学に配慮すべき場合 6. 両親が共働き、またはひとり親の就労等で帰宅後監護養育者がいない場合(中学校3年生まで可) 7. 椿井小学校・三笠中学校の難聴学級入級の場合 8. いじめ等により心身の安全が脅かされる場合(指定学校変更審査会が必要と判断した場合) 9. 公共事業に伴う立ち退きの場合 10. 転校を重ねている場合(2回以上の転校歴がある場合) 11. やむを得ない事由で住民票の異動ができない場合 12. 兄弟が指定学校変更し、弟妹もその学校へ就学を希望する場合 13. その他審査会が必要と認める場合 	
標準処理期間 (経由機関の日数)	総日数 30 日程度 (注:休日は含まない。)	
本票の作成日	平成 28 年 3 月 3 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 30 年 2 月 28 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>【学校教育法施行令】 (区域外就学等)</p> <p>第9条</p> <p>児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。</p>